

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②事業者情報

名称：松山市立 味生保育園	種別：保育所
代表者氏名：岡本 佳美	定員（利用人数）：150名（157名）
所在地：松山市北斎院町759-1	TEL（089）-951-2016

③実地調査日

平成25年 12月16（月）～17日（火）

④総評

◇特に評価の高い点

1. 園長の強いリーダーシップの下、常に問題意識を持ちながら発想豊かな保育事業が展開されている。

地域の子育て環境の変化を見通し、待機児童解消のためのプレハブ園舎増設や送迎のための駐車場の確保等を実現し、市の推し進める次世代育成支援の視点に立った、地域資源を活かした公立保育園としての事業構想を、市と連携しながら着実に進めている。

大きな反響を呼んだ、乳児を持つ親子との触れ合いの「いのちの授業」については、今後は、対象を小学生だけでなく中学生に広げ、他地区をも巻き込んだ事業として展開していきたいとしており、さらに、子育て支援センター・子育て NPO・小児科医との連携による子育て支援環境整備の方法も模索しており、地域をリードしていく姿勢は高く評価される。

当園には保健師が配属されており、子育て支援における保健師の役割を重視している。そして子育て支援センター事業においても、その利用分析を行い、月齢の低い子どもの母親を支援する「ふれあい広場」等に保健師を派遣し、母子関係の早期構築に努めている。

2. 個人の自己評価と研修計画及びチーム保育が、効果的に連動する研修体制が組まれている。

研修計画は、年度初めに各自が自己評価表で日常の保育をチェックし、自己課題を持って園長と面接して作成する。また、その自己評価を基にして、各チームの課題分析を行い、チーム内でも研修計画の調整が行われる。そして園長参加の下に、年度途中においても研修や課題の取り組み状況が見直され、さらに、年度末には個人及びチーム会での総合的な検証を次年度に向けて行なう等、常にこれらの取り組みが日々の保育支援に活かされる体制が整備されている。

◇改善を求められる点

1. 保育サービスの標準的な実施方法の文書化についてさらなる整備が望まれる。

チーム保育を行っており、保育サービス提供の方法等については、常に話し合いを持ちながら共有している。しかし、パートや臨時職員、中途採用等雇用形態も多様になってきている現在、全職員が共通の認識を持って、保護者との関わりや子どもの活動にあたるのが、安全性を含めた一定の保育水準を保つためには必要である。その状況を踏まえ、保育サービスのマニュアル等については、今後も当園の実務に即して整備されることが期待される。

2. 急な園児数の増加のため、以前に比べて手狭な保育環境になっている。

低年齢の園児増加に対応するため、園庭の一部に園舎を増設し職員数も増やしたことでやや手狭な保育環境になっている。そのため現在、広い部屋を間仕切りして年齢の低い子どもの保育室を確保したり、近くの公園や児童館等を利用したりして、より良い保育空間確保のための努力をしている。しかし、保育環境整備には時間がかかるため、今後も、職員の工夫ある努力を継続していくことが求められる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受ける機会を得たことで、職員一人一人が自分の保育を振り返ると共に、園全体として、『保育を伝える』ことの大切さを考えることができました。

当保育園は、『子どもの最善の利益を守る』ことを職員間で徹底し、『愛情と信頼につつまれ、心も身体も自立する子を育てる。』ことを目標としています。

保育園に入園している子どもの保育だけでなく、地域の子育て、子育ての応援をしながら、マタニティから、18歳までの子育て支援の拠点としての役割を果たしていきたいと思えます。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果
(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	㊤・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	㊤・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	㊤・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・㊤・c

所見欄

<p>市の「まつやま子育てゆめプラン」に設定されている理念・基本方針、及び当園の保育目標がホームページや入園のしおり、パンフレットに明示されている。さらに、当園の保育課程の中には、独自に策定した保育理念と保育方針が記載されており、特に保育理念の「地域の子育ての拠点となる」の箇所については、園の目指すサービスの特性が示されている。しかし、保育方針についてはさらなる検討も必要と思われ、保育理念に基づいた園の具体的な方向性を示し、中長期計画や事業計画につながる内容とすることが期待される。</p> <p>職員に対しては、職員室への掲示は勿論、保育課程等と一緒に職員の共有資料としてファイルし、全員に個別に配布して周知の徹底を図っている。</p> <p>利用者等に対しては、入園式や行事等で伝える努力をしている。しかし、今回の利用者アンケートでは、年齢が高い子どもの保護者の関心が薄れてくる傾向もあり、今年度は中途入園も多いためか、周知が十分であるとまでは言えない結果である。今後も、全職員が機会ある毎に、日常の保育支援と結びつけながら保護者や地域への周知を継続すると同時に、園の保育理念・方針についても入園のしおり等に示し、目指すサービスへの理解と協力が得られるよう説明することが望まれる。</p>
--

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	㊤・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	㊤・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	㊤・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	㊤・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a・㊤・c

所見欄

<p>妊娠・出産から18歳までの一貫した市の次世代育成支援のスタンスを受けて、公立保育園としての使命や当園の強み・課題を分析し、将来的なビジョンを持って計画を立て、事業を進めているところである。しかし、これまで、小学生対象の「いのちの授業」をはじめとする様々な事業を実施しているが、これらが中長期計画や事業計画として文書化されていない。今後は、行事を含めた保育内容や人材育成等の事業全体の現状分析を基にして、今後の園運営の全貌を事業計画として明確に描くことで、職員異動時等にも、途切れることのない安定した園の運営が可能になると思われる。また、地域子育て支援拠点事業については、開始から一定年数</p>
--

が経過しており、これまでの個々の事業実績を総合的に評価・精査し、今後に向けた事業ビジョンを持ち、計画していくことが望まれる。さらに、それら事業の報告書においても、実施した事業の評価される部分と課題を明確にし、直ぐに次年度事業計画の改善につながるよう作成することも大切と思われる。

事業計画の策定にあたっては、職員の協力が得られる形で組織的に行い周知されているが、保護者や地域に対しては、行事計画だけでなく事業計画としての資料を配付・説明して、協力が得られるよう周知の徹底を図ることが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	㊦・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊦・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c

所見欄

園長は公立保育園としての問題意識を常に持ち、研修にも参加し自己研鑽に励んでいるが、自らの役割と責任についても具体的に文書化して理解を得ることも大切である。

遵守すべき法令等については、園長は市の研修にも参加して内容を把握している。職員に対しては、パソコンで閲覧できる体制を整えており、重要なものについては、資料を回覧したり園長が説明したりする等の措置を採っている。今後は、全職員が必要な時に簡単に利用できるよう、重要な法令等については項目毎にリスト化する等の工夫も必要と思われる。

園長は職員に意見を広く求め、職員の信頼を得ながら当園のサービスの方向性を明確に示し、個々の保育士の強みを生かしたチーム保育の実施や、子育て支援センター事業への保健師派遣、また、プレハブ園舎増設や送迎のための駐車場確保等、保育サービスの改善と向上のために指導力を発揮している。

業務の効率化と改善に向けた取り組みについては、長時間保育やアレルギー等の子どもの数や状況に応じた勤務の組み替え、きめ細かい月別行事分担表の作成による事業費予算の計画的計上、パソコン増設による事務の軽減化等の努力をしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㊦・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	㊦・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・b・㊦

所見欄

地域の世帯数や子ども数、園児数や特別保育利用者数、子育て支援センター事業利用者数、当園周辺の待機児童の見込み数等が月単位でデータ化されている。そしてそれら子育て環境の変化に対応するために、待機児童解消のためのプレハブ園舎建設を実現させる等、将来を見通した事業計画を立案、着実に実施してきている。今後は、年単位で集計し、3～5年のデータを分析して、さらに説得力のある資料を提示することも望まれる。

日頃の保育の質の確保や継続性の担保については、常にコスト意識を持ちながら、効率的にかつ最大限、組織としての力が発揮できるよう配慮している。

外部監査については実施していないが、松山市監査事務局が施設・公金・備品監査を定期的に実施している。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㊤・b・c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	㊤・b・c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㊤・b・c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	㊤・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㊤・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	㊤・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊤・b・c

所見欄

人事管理は市が行い、園独自の長期的人事プランは立てにくい状況にある。人員確保においては、最低基準だけではなく延長保育や障がい児加配等のゆとりある人員配置プランが市独自に用意されている。しかし、今年は年齢の低い子どもの途中入所を受け入れ定員をオーバーしており、保育の質を落とさぬよう、市と連携をとりながら人員の確保に努めている。また、臨時職員ではあるが保健師1名を配置し、子どもの健康管理や保護者への指導にあたっている。

人事考課については、多面考課も含め客観的な評価基準・手法に基づき市が行っている。園長以下の正規職員については、自己評価後に園長と面接をして市に提出し、任用や給与に反映されるが、具体的な内容をフィードバックする仕組みにはなっていない。今後は、人事考課がさらに個々の職員の意識改革や資質向上につながるよう、園長を含め全ての職員にフィードバックされる仕組みも大切と考える。

職員の就業状態や意向については、園長と職員との円滑なコミュニケーションの中で、できるだけ職員の意向に添える努力をしている。福利厚生については市職員として確保されているが、職員室については、現在の職員数に対応できるスペースが確保できず、子ども支援センター事務所としても使用されているため、非常に手狭な環境になっている。また、休憩時間も職員室を使っており、職員がリラックスできる場所がない。

職員研修については、当園の理念・方針を明示し、「個人計画・評価シート」を用いた研修体

制が整備されている。また、自己評価とチームの評価を連動させ、個人の研修がチーム保育の強化につながるよう研修計画の調整が行なわれている。

実習は、年間を通じて学生を受け入れ、実習内容を計画的に学べるよう配慮している。実習生受け入れマニュアルについては、さらに実習生受け入れの意義や方針についても明記して、職員全員が共有し効果的な指導に活かしていくことが望まれる。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㊤・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㊤・b・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㊤・b・c

所見欄

市が作成した「事故発生・危機管理対応マニュアル」「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」「防災マニュアル作成手引き」に従って書類を整え、竜巻の新しい情報等も取り入れながら訓練を実施している。災害時の備蓄については、取り出しやすい玄関横に保管場所を増設し、アレルギーの子どもへの対応のために、専用ミルクやレトルトのお粥を備えている。備蓄品の数や種類については保管場所等の限界もあるが、様々な状況を想定した検討を試みることも大切である。

ヒヤリハット事例に対しては、適宜安全を見直す体制は整っているが、設備については費用面から恒久的な対策がとれないこともある。今後については、事例のデータ化に取り組み、園の保育実践マニュアルに具体的に活かしていくことが望まれる。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㊤・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	㊤・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊤・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㊤・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	㊤・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	㊤・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㊤・b・c

所見欄

園児と小・中学生との交流、園児のグループホーム訪問、公開保育、園行事への招待等で地域の人々との交流を図っている。「いのちの授業」については、地域の乳児を持つ親子と小学生との触れ合いを、保健所を巻き込んで企画・実施して、テレビでも放映され大きな反響を呼んだ。また、一時預かり等の特別保育事業、地域子育て支援拠点事業の機能も有していて、成果を上げている。

ボランティアの受け入れについては、意義・目的を明示した受け入れマニュアルが作成されている。しかし、地域の世帯状況の事情等から参加の申し込みは少ない状況にある。今後は、地域社会との連携強化のために、公民館・児童館等の協力を得ながら、地域や各種学校に対して、様々な形のボランティアを積極的に呼びかけていくことを期待したい。

関係機関との連携については、必要な社会資源をリスト化し、連携が保たれているが、さらに体系的な連携が分かりやすい資料作成の工夫も望まれる。

地域の福祉ニーズについては、子どもをはじめとする地域人口の動向や待機児童数を調査・分析し、プレハブ園舎の増設や駐車場の確保等ニーズに対応した事業を行なっている。さらに今後も、市と連携しながら積極的に事業を進めていく予定であり、評価に値する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉑・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・㉑・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉑・b・c

所見欄

子どもの人権やプライバシー保護に関するマニュアルが市から配布され、職員全体が共通認識を持って日々の保育支援にあたっている。しかし、これらマニュアルについては、職員の雇用形態の多様化にも対応できるよう簡略化し、園の実務に即した利用しやすい様式で提示することが有効と思われる。

行事毎のアンケートや保護者懇談会で保護者の意向を把握し、利用者満足度向上のための努力をしている。しかし、今回のアンケート回収も半数程度に留まっており、苦情だけでなく建設的な意見も保育サービス向上につながることを保護者に説明し、行事の他にも定期的なアンケートを実施する等、保育への関心を高めていくことが望まれる。

苦情解決の仕組みについては、入園のしおりに明記し、対応マニュアルも市から配布され、職員は共通認識を持って対応している。また、意見箱も設置し、要望があれば迅速に対応している。現在、保護者は、職員の中から各自相談者を選んで相談することが多く、それらの相談内容は職員間で共有している状況にある。当園は規模が大きく、保護者の意見の集約も難しいことを考えると、意見箱の利用や苦情解決の仕組みの周知について検討を行ない、より相談しやすい環境作りに配慮していくことも大切である。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c

所見欄

<p>第三者評価については今回が初めての受審となる。職員の自己評価については毎年行い、その結果は園長を交えたチームディスカッションの中で検討され、チーム保育のスキルアップを図っている。今後は、ディスカッションされた内容や第三者評価を分析し、園の良さや課題としてまとめ、文書化して保護者等に公表することも園の保育への関心を高めることにつながると思われる。</p> <p>提供するサービスについては、職員会等の会議で課題を挙げ話し合いを持ち、共通認識を持って改善につなげている。しかし、標準的な実施方法についてのマニュアルは、感染症や健康面に関するものが主であり、今後は、多様な雇用形態や勤務形態に対応するためにも、子どもの発達に沿った登園や食事、遊び等の各種保育場面に関するマニュアルの整備をし、見直しの時期や方法を定めておくことも必要である。</p> <p>利用者に関する記録は、定められた様式に従い適切に記録して、保管管理体制も整っている。また、利用者情報については、職員会や朝の引継ぎ、チーム会の話し合いで共有し、発達に配慮が必要と思われる子どもに対しては、機関とも連携しながらケース会議を行い、情報を共有している。しかし、職員数が多いことや変則勤務等の状況から、連絡ノートや掲示板使用の工夫等、より情報が共有しやすい環境を整えることも大切である。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

所見欄

サービスに必要な情報は、ホームページの公開やパンフレットによって適宜行い、園見学も希望者に対して随時行なっている。しかし、園のパンフレットには、利用者にとって関心の高いと思われる一般保育料や延長保育料の記載がない。市保育課発行の「入園のてびき」の中に、大まかな目安となる料金表の表示があると、園への問い合わせや見学者への対応等に利用できるのではないかとと思われる。利用開始にあたっては、入園のしおりに従い分かりやすく配慮をしながらオリエンテーションを実施しているが、しおりについては、市保育園として統一された内容と園独自の内容が混在しており、入園後の利用がしにくいと思われる。今後は、市の内容を基本にしながらも、延長保育・土曜保育の詳しい内容や、園児の持ち物・給食時の主食等についても加え、目次を入れて利用しやすい園独自の発想あるしおりの作成が望まれる。

サービスの継続性については、一般保育利用者だけでなく、子育て支援センターや一時保育利用者に対してもつながりを大切にしており、必要に応じた支援を提供している。転園に関しては、個人情報への配慮は必要ではあるものの、健康面だけでなく保育サービス全般の継続性が担保されるような引継ぎ書の作成の検討が望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㊤・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㊤・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c

所見欄

家庭や児童の育ちの状況を調査し、年齢に応じて期間を定めた様式によりアセスメントを行い、支援計画を立案・実施・見直しをして記録し、配慮を要すると思われる子どもについては卒園するまで継続される。しかし、一般の3歳以上児については、「保育所児童票」の様式に移行し、子どもの様子について毎月記入はしているが、アセスメントができる様式にはなっていない。3歳以上児についても、時期を定めたアセスメントができる様式の検討が望まれる。

当園では、子どもの育ちを総合的にアセスメントする為の手段として、様々な方法を模索しているが、実施にはいたっていない。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㊤・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㊤・b・c
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㊤・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㊤・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㊤・b・c

所見欄

<p>保育課程の編成にあたっては、職員数が45名と多いが、園長の指導の下に小グループでの話し合いを大切に全職員が参画して行い、1年毎に見直しも行なっている。</p> <p>乳児保育については、建設当時は乳児の入所を想定していなかったため、設備面では十分とは言えないが、手作り等の工夫をして、一人ひとりの生活リズムを大切にしたり関わりの中で、安全・安心に生活できるよう支援している。また、乳幼児突然死症候群（SIDS）については、保健師指導で園内研修を行い、5分毎に観察するチェック体制についても、細心の注意を払って行なうよう園長自らも指導している。</p> <p>1～2歳児についても、子どもたちが安心して生活できるように年長児用であった広い部屋を区切り、クッションフロアを使用して、安全に且つ十分な探索活動ができるよう工夫している。</p> <p>3歳以上児の保育は、一人ひとりの個性を活かしながら年齢に応じた協同的な活動ができるよう配慮されている。年長児の子ども同士トラブルに対しては、子ども達との話し合いの中で解決していく過程を大切にしており、保護者と連携しながら子ども同士の関係改善に配慮している。</p> <p>就学に向けた支援については、年間指導計画の中に「就学に期待を持ち、意欲的に活動する」と明記し、正しい表現で自分の気持ちを伝えることができるよう、また興味あることにチャレンジできるよう一人ひとりの育ちに沿いながら支援している。特別支援学校等への就学については、各機関との連携を密にしながら、担任が同伴して見学に行く等して保護者の意向を大切にしたり支援をしている。</p>

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㊤・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㊤・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㊤・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㊤・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㊤・b・c

所見欄

複数担任制を実施して、安定した保育の関わりができており、室内は安全で安心した活動が出来るよう配慮されている。特に増設した園舎は、プレハブではあるが床や壁は温かみある落ち着いた色調になっており、トイレは排泄の自立を促すのに都合の良い配慮がされている。本園舎のトイレについては、清潔に管理され感染予防のためのペーパータオルも設置されているが、衛生面の配慮からタイル張りになっており、冬季の使用に配慮した構造的な改善も必要と思われる。

2～3歳児から午睡時の着替えを一人で行い、脱いだ衣類を畳んで片づけたり、遊びの中で箸使いを楽しみながら身につけたり、また、配慮されたフックに掛けてある手拭きタオルを使用し、4歳児からはポケットにハンカチを入れるよう身だしなみの指導もしている。そして挨拶は皆が大きな声で交わす約束をし、基本的な生活習慣が日常の中で無理なく身につくよう工夫した保育が実践されている。さらに様々な家庭の事情に配慮して、持ち物が揃わなかったりお風呂に入れなかったりした場合にも園の方で臨機応変に対応し、子どもの人権に配慮した支援をしている。

自由保育の時には、それぞれに興味ある用具を出して、自然発生型の小集団を作り自由に伸び伸びと遊んでいる。また、集団生活に馴染みにくい配慮が必要な子どもに対しても、視覚に訴える方法をとる等して個別に支援のあり方を工夫している。

園舎増設のため園庭が狭くなり、多人数で自由に遊ぶことが難しくなっているが、近くの児童館や公園・神社を利用して自然と触れ合い、大型遊具を使って思い切り身体を使って遊ぶ等子どもの発達を促す配慮を心掛けている。また、電車やバスの公共交通機関の利用もしやすく、防災センターに見学に行く等社会体験の機会も設けている。

絵本の自由貸し出しを実施、特に3歳以上児には、興味ある絵本を子ども自身が選んで必ず読むよう指導しており、文字への関心だけでなく、それが親子の触れ合いの機会にもなっている。また、音楽鑑賞や図画工作等子どもの表現能力を育む取り組みも行なっている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㊟・b・c

所見欄

チーム保育が実践されており各自が自己評価を実施した後、それを基に各チームがチームの課題分析を行い、日々の保育実践に活かしている。各自の保育の改善に対する意識は高く、お互い気づいた事は指摘しあう等、職員間のチームワークも良い。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㊟・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊟・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・㊟・c

所見欄

保育計画の中に「子ども一人ひとりを大切にする」ことがしっかり明記され、チーム替え等による職員間のストレスケアにも配慮しながら、チーム保育の強みを生かし、子どもへの理解や働きかけが適切に行われるように話し合いながら保育が行われている。

障がい児保育の担当者は積極的に研修を受け、職員と共有する体制が整っている。また、クラス全体で障がいのある子どもを理解し大切にするように、他の子ども達への配慮も出来ている。さらに、療育機関や他の関連機関とも連携しながら、ケース会議には積極的に父親の参加を促し、他の保護者の理解も得られるよう配慮している。また、手のかかる子どもや愛着に問題があると思われる子どもについても、臨床心理士によるプレイセラピーやペアレントトレーニング等の指導を受け、職員も不安なく保育に携われるよう環境を整えている。

長時間保育においては、少人数グループにしてマットの上で自由にゴロゴロできる等、ゆったり過ごせるように配慮しているが、利用人数の増加に伴い、手狭な状況になっている。また乳児については、子どもが不安を持たないように必ず乳児クラス担当者1名を配置している。しかし、低年齢の子どもに手をとられ職員数にも制限があり、安全確保を優先しがちな傾向になることを苦慮している。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉑・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・㉒・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉑・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉑・b・c

所見欄

「健康管理・年間保育計画」に従い、年2回の蟻虫検査・内科・歯科健診の他、伝染性疾患等への対応など、保健師が中心になって、保育士や調理師、また保護者と共に、園児の健康管理に努めている。

給食は、市の栄養士が献立作成したものを、材料等工夫しながら乳児も含め各年齢に応じた方法で調理し提供され、体調不良の子どもが出た場合も、給食室と連携して臨機応変に対応できている。また、食事をする場所についても生活空間にゆとりのない中、子どもが自由に席を選んだりクラスを替えたり、園庭でお弁当を食べる等して食事を楽しむ工夫をしており、バイキングについてもアレルギーの子どももお代わりできるよう配慮している。

各種健診については、必要に応じ受診前にも家庭からの情報を園医に伝え、健診後は結果を保護者に伝えて受診が必要な場合には受診を促している。また、健診結果は記録し、職員間で共有して保育に生かしている。特に歯科健診後は、口腔ケアについて年齢毎のケアの仕方を保護者に伝え、虫歯予防への啓発を行っている。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉑・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉑・b・c

所見欄

アレルギー疾患、慢性疾患等を持った子どもについては、園長・保健師・調理員で主治医を訪問しケースカンファレンスを行なう等、個別の情報や対応が整理され保育に生かされている。また、アレルギー食については、朝礼時に全員で確認し、更に給食室と保育室でそれぞれ複数の人数で確認しあうなど細心の注意が払われ、代替材料も園独自で工夫して提供されている。さらに年長の子どもに対しては、他の子どもと同じ形態に調理されたものを提供するだけでなく、自分で自分のことがしっかり守れるように、子ども自身への意識付けも重視している。

衛生管理については、市作成の整ったマニュアルが整備され、調理担当者は市の研修に参加して知識・技術を高める一方、食中毒等への対応については、園長の強いリーダーシップの下で全職員への周知を重ねて行っている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

所見欄

毎日の給食のサンプルを玄関に展示しパンフレット等も配布して、保護者に食事への情報提供をしているが、今後も給食レシピの配布等、保護者の食への関心を高めるための工夫を継続して行なっていくことが望まれる。

保護者の信頼を得ながら連携した保育を実践するために、送迎時のコミュニケーションや連絡帳にて日々の情報交換を行ない、保護者の相談には適宜対応している。しかし、年齢が高くなると連絡帳がなく、送迎時のコミュニケーションもパターン化しやすい面もあり、保護者の気持ちに配慮しながら連携漏れがないような工夫も大切と思われる。

保護者懇談会や保護者会との連携の中で、育児への思いが保護者と共有できるようにしている。しかし、保護者の育児に対する意識の変化に戸惑いを感じることもあり、行事等を通して保護者の保育への理解が得られるよう努力をしている。今後もさらに、個別に保護者との話し合いの機会を増やしていくことの検討も望まれる。

虐待の早期発見のための指針を作成して、全職員で共通理解をし、要保護児童対策協議会の開催についても積極的に呼びかけ、適切に対応できている。